

(案)

精神保健福祉士養成課程における 教育内容等の見直しについて

○赤字・・・第7回検討会以降に追加・修正した箇所

○青字・・・現行の規程を見直す箇所

目次

I	新たな教育カリキュラム等の内容	P2
II	教員	P52
III	施設設備	P62
IV	実習・演習	P72
V	通信課程	P90
VI	情報公開	P98
VII	国家試験の受験資格における実務経験の範囲	P102
VIII	施行期日	P106

I 新たな教育カリキュラムの内容

I - ① 新たな教育カリキュラム

1. 今後の精神保健福祉士に求められる役割

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者自立支援法の施行など、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の精神保健福祉士に求められる役割としては、

- ① 医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割
- ② 長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割
- ③ 精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割

なお、

- ④ 関連分野における精神保健福祉の多様化する課題に対し、相談援助を行う役割についても求められつつある。

2. 今後の精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術

今後の精神保健福祉士の養成課程においては、精神障害者の人権を尊重し、利用者の立場に立って、これらの役割を適切に果たすことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、

- ① 医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術

- ② 精神障害者の地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など、地域移行に係わる専門的知識及び技術
- ③ 精神障害者に対する包括的な相談援助を行うための、地域における医療・福祉サービスの利用調整
- ④ 就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術
- ⑤ ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術などを実践的に教育していく必要がある。

また、

- ⑥ 精神障害者の社会復帰に関する行政、労働、司法、教育分野での相談援助活動
 - ⑦ 各々の疾患及びライフサイクルに伴う生活上の課題
- などの基礎的な知識も教育していく必要がある。

(なお、生涯研修の観点から、スーパービジョンの意義及び目的をより重視した教育を行うとともに、養成課程と卒後研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することも必要である。)

3. 以上を踏まえ、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から以下のような視点で、教育カリキュラムの見直しを行うこととする。

【時間数】

- 一般養成施設については、現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、教育内容の充実により教育時間数についても1,200時間まで拡充を図る。
- 短期養成施設については、現行の6月以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数は一般養成施設の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、720時間まで充実を図る。

【教育カリキュラムの構成】

○ 教育カリキュラムの構成は、共通科目(社会福祉士)の枠組みに準拠しつつ、精神保健福祉士に特化する知識と技術の科目群(以下の③)を加えることにより、精神保健福祉士に必要とされる科目の明確化を行い、教育すべき内容を網羅する。

- ① 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ② 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③ 「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ④ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ⑤ 「サービスに関する知識」
- ⑥ 「実習・演習」

○ なお、

- ・ 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」に該当する専門科目については、精神保健福祉士に求められる知識・技術のうち、対象者の精神的健康課題の理解に関する教育として、現行の「精神医学」と「精神保健学」の教育内容の充実を図りながら、知識・技術の⑥の一部(教育)と⑦に対応するものとして、
- ・ 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」に該当する専門科目については、精神障害者をはじめとする障害者等に対する相談援助の基礎的な知識と技術の理解に関する教育として、社会福祉士と共通する基礎教育と、精神保健福祉士の専門基礎教育との内容に分けて、

- ・ 「医療と協働・連携する相談援助の方法に関する知識と技術」及び「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」に該当する専門科目については、精神保健福祉士の教育の中核的な科目として、役割の①、②、③と知識・技術の①、②、③、⑤に対応を図りながら、精神障害者の相談援助及び地域移行から地域生活支援まで一体的に教育できるようにし、更に精神保健福祉士の援助活動を支える理論としての精神科リハビリテーションについて、援助技術との統合を図りながら理論と知識・技術との相互の教育効果を高めるように、
- ・ 「サービスに関する知識」に該当する科目については、地域移行及び地域生活支援に係る知識・技術として、役割の②、③、④と知識・技術の②、③、⑥(教育を除く)の対応と、知識・技術の②の一部(住居確保)及び④の一部(就労支援)に対応するものとして、
- ・ 「演習・実習」については、上記の講義系科目との連動を配慮しながら、役割の①から③までと、知識・技術の①から⑤までの対応を図りながら、役割と知識・技術を実践的に習得できるものとして、
位置付け、それぞれ具体的に科目を設定する。

【教育内容(シラバス)】

- 教育内容(シラバス)については、国家試験によって精神保健福祉士として必要な知識及び技能が評価されることを踏まえ、詳細な内容までは示さないこととし、それらについては、出題基準の中で網羅的に反映させる。

【大学等における指定科目・基礎科目】

- 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するが、特に実習・演習に関して教育内容や時間数にばらつきがあるとの指摘があることを踏まえ、実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の基準を満たさなければならないこととする。
- また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、一定の読替の範囲を設定する。

新たな教育カリキュラムの全体像

	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
共通科目 (420h)				
人体の構造と機能及び疾病	30	/	○	○
心理学理論と心理的支援	30	/	○	○
社会理論と社会システム	30	/	○	○
現代社会と福祉	60	/	○	○
地域福祉の理論と方法	60	/	○	○
福祉行財政と福祉計画	30	/	○	○
社会保障	60	/	○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	/	○	○
保健医療サービス	30	/	○	○
権利擁護と成年後見制度	30	/	○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ※1	30	/	○	○
専門科目 (390h)				
精神疾患とその治療	60	60	○	/
精神保健の課題と支援	60	60	○	/
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ ※2	30	/	○	○
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30	30	○	/
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120	○	/
精神保健福祉活動を支える制度・サービス	60	60	○	/
精神障害者の生活支援システム	30	30	○	/
演習・実習 (390h)				
精神保健福祉援助演習Ⅰ ※3	30	/	○	○
精神保健福祉援助演習Ⅱ	60	60	○	/
精神保健福祉援助実習指導	90	90	○	/
精神保健福祉援助実習	210	210	○	/
合計	1,200	720	22科目	13科目

三
大
学
等
に
お
い
て
は
一
科
目

※1…新たに共通科目に拡大する科目 ※2、3…読み替え可能科目

(参考) 現行の教育カリキュラム

平成21年度～	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
共通科目 (390h)				
人体の構造と機能及び疾病	30	/	○	○
心理学理論と心理的支援	30	/	○	○
社会理論と社会システム	30	/	○	○
現代社会と福祉	60	60	○	/
地域福祉の理論と方法	60	60	○	/
社会保障	60	/	○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	/	○	○
福祉行財政と福祉計画	30	/	○	○
保健医療サービス	30	/	○	○
権利擁護と成年後見制度	30	/	○	○
専門科目 (390h)				
精神医学	60	60	○	/
精神保健学	60	60	○	/
精神科リハビリテーション学	60	60	○	/
精神保健福祉論	90	90	○	/
精神保健福祉援助技術総論 ※	60	/	○	○
精神保健福祉援助技術各論	60	60	○	/
演習・実習 (330h)				
精神保健福祉援助演習	60	60	○	/
精神保健福祉援助実習	270	270	○	/
合計	1,110	780	18科目	9科目

大学等
において
は
三
科
目
の
う
ち
一
科
目

※・・・読み替え可能科目